日弁連短信

通商交渉と弁護士のコアバリュー

一昨年来、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への交渉参加問題を巡り、日弁連の立場について問い合わせをいただくことがある。しかし、意見形成の前提となる協定案や交渉内容の確認ができないため、現段階では意見を取りまとめるに至っていない。外務省の説明によると、交渉参加国と非参加国との間では情報共有や協議が禁止されており、現在協議が行われている二一分野の具体的内容や条文案は、日本政府の交渉参加が認められてはじめて開示されることになるという。

二一分野のうち、弁護士業務に関わるのは「越境サービス」「商用関係者の移動」「紛争解決」であるが、他にも「電子商取引」「投資」「知的財産権」「競争政策」「環境」「労働」等、日弁連が検討すべき分野は多岐にわたると想定される。今春以降、日本が交渉に参加した場合には、これらの各分野について正確な情報を入手した上で、関連委員会にて調査検討して、テーマごとに必要に応じ意見を発信していくことになると思われる。

ＴＰＰの動向に関しては、既に行われている二国間での経済連携協定（ＥＰＡ）や自由貿易協定（ＦＴＡ）における協議内容が参考になる。法律サービスについては、現在進行している日豪ＥＰＡ交渉において、①豪弁護士による年間九〇日以内の法律業務については無登録で許容すること（テンポラリー・ライセンス）、②外国法事務弁護士の居住要件（年間一八〇日）の緩和、③外国法事務弁護士による専門職法人制度の創設、④第三国法に関する書面による助言要件の撤廃などがテーマとなっている。

日弁連は、法務省が法制化準備に入っている③以外は、弁護士自治の根幹に関わる問題として、法改正は受け入れ難いとの態度を表明している。

また、日米間の経済調和対話（ＥＨＩ）においては、インターナショナル・パートナーシップ（日本弁護士と外国弁護士とのパートナーシップ）が検討課題になっている。このテーマは、日弁連内の国際法律業務の発展及び在り方に関する検討ＷＧにおいて多角的な検討が進められ、近々に中間答申が出る予定である。

本年は、日中韓ＦＴＡ、日欧ＥＰＡの協議が開始されるということである。歴史的に培われてきた弁護士のコアバリューを維持しつつ、法律業務の国際化に対応する条件整備が求められている。

（事務次長　市毛由美子）